

第47号議案

審査請求に対する裁決について

上記の議案を提出する。

令和8年6月1日

提 出 者 文京区教育委員会

教育長 丹羽 恵玲奈

## 裁 決 書

審査請求人 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]  
処 分 庁 文京区教育委員会

審査請求人が令和8年1月9日に提起した、処分庁による行政情報一部公開決定処分（令和7年10月31日付け2025文教教総第1636号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求（令和7年度第9号事件。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求を却下する。

## 第1 事案の概要

- 1 令和7年10月31日、審査請求人は、公開請求に係る行政情報の件名又は内容として、「国際バカロレア機構（IBO）の誰かが、「成澤区長 様」「丹羽教育長 様」宛てで、「残暑の候、区長様、教育長様におかれましては益々ご健勝のこと存じます。去る7月30日のIB総裁及び幹部職員の訪問に際しまして、またシンポジウムを開催していただき、誠にありがとうございました。本来であれば速やかにお礼申し上げるところ、時間を要してしまい非礼をお許してください。この度の来日訪問は、IB総裁および、IB機構にとりまして、大変特別なものとなりました」～「いずれにせよ、IBとしては今後も文京区の期待にお応えできるよう、やれることはすべてやるつもりでありますので、お気付きの点は何なりとおっしゃってください。また総裁からもレターが届くと思いますが、

何かのきっかけがあれば、ぜひジュネーブ、ハーグ、ワシントンDCなIBOの方にもお越しいただきたく、お待ち申し上げております。感謝の気持ちが尽くせません。本当にありがとうございました。今後とも引き続きご指導よろしくお願ひ申し上げます」と送った文書（メール含む）（※延長や照会等はメールで。紙での写しの交付を希望）と記載した行政情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- 2 令和7年10月31日、処分庁は、本件公開請求に対し、電子メール（以下「本件文書」という。）を対象行政情報として特定した上で、「法人担当者等の氏名・役職・電子メールアドレス」については文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号）第7条第2号に規定する非公開情報に該当するとして、同条例第12条第1項の規定により、行政情報を一部公開とする本件処分を行った。
- 3 令和8年1月9日、審査請求人は、本件処分を取消し、改めて適法・適切・適正・正当な処分を求める本件審査請求を提起した。
- 4 令和8年2月10日、審査庁は、本件審査請求、審査請求人が令和8年1月20日に提起した、処分庁による行政情報一部公開決定処分（令和8年1月13日付け2025文教教第2132号）についての審査請求（令和7年度第10号事件）、並びに審査請求人が令和8年2月6日に提起した、処分庁による行政情報一部公開決定処分令和8年1月13日付け2025文教教第2132号）及び行政情報一部公開決定処分（令和8年1月23日付け2025文教教第2287号）についての審査請求（令和7年度第13号事件）（以下「本件審査請求外2件」という。）について、対象の処分又は争点を共通とするため、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により、本件審査請求外2件に係る審理手続を併合した。
- 5 令和8年2月25日、処分庁は、本件処分の非公開情報のうち、国際バカロレア機構（以下「IBO」という。）担当者の役職は、文京区ホームページで公開された情報であるため、当該部分を非公開とした決定は誤りであったとして本件処分を取消し、同日、本件公開請求に対し、行政情報一部公開決定処分（令和8年2月25日付け2025文教教第2624号）を行った。
- 6 令和8年4月21日、審査庁は、審理手続を併合している本件審査請求外2件について、処分庁による本件処分の取消し等によって、一の審理手続により審理を行うことが適当でないと認めるに至ったため、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第39条の規定により審理手続を分離した。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次に掲げる理由等から、本件処分は違法・不当であるというものである。

- (1) 役職名は個人情報とまでは言えず、本件における「役職」は海外の団体のものであり、しかもたった1人だけに特別に与えられた「役職」名ではないことから、「複数の情報を照合することで、特定の個人の情報を識別することができる」わけでもなく、本件処分は違法・不当である。
- (2) 文京区とI B Oとの相互協力及びそれに基づく教員研修事業を巡っては、本件文書の差出人がI B Oの代表として文京区及び処分庁との交渉に当たっており、I B Oにおける「役職」名が重要であるところ、それを正当な理由も合理的根拠もなく、黒塗りにして非公開とすることは、区民の「知る権利」を妨害するものであり、文京区及び区民の公益性と公共性に鑑みても違法・不当である。
- (3) 文京区及び処分庁は、文京区とI B Oとの相互協力及びそれに基づく教員研修事業を巡り、I B Oの代表として文京区及び処分庁との交渉に当たっている人物について、I B Oの「アジア太平洋地区代表」(後に「政府パートナーシップアドバイザー」に変更。)であることを公表しており、本件文書の差出人も交渉に当たっていた当事者であることは当該文書の内容から自明であり、「役職」名を黒塗りにして非公開とする理由がない。

## 第3 理由

- 1 法に基づく審査請求は、法第2条にいう「行政庁の処分に不服がある者」、すなわち、当該処分によって直接自己の権利利益の侵害を受け、当該処分の取消しを求める法律上の利益を有する者でなければ、これを提起し、又は維持することができないものである。
- 2 これを本件についてみると、前記第1の5のとおり、令和8年2月25日、処分庁によって本件処分は、既に取消しがなされているものである。
- 3 したがって、本件審査請求は、既に取り消された処分の取消しを求めるものとなるため、法律上の利益がもはや存在しない不適法なものとなる。

## 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、法第45条第1項の規定により、

主文のとおり裁決する。

令和 年 月 日

審査庁 文京区教育委員会

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、文京区を被告として（訴訟において文京区を代表する者は文京区教育委員会となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 また、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。  
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。